

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、**14日以内**に国民健康保険課に届け出てください(届出に必要なものは、P48参照)。

国保に加入するとき

- 職場の健康保険などをやめたとき(退職日の翌日)
- ほかの市区町村から転入してきたとき(転入日)
- 子どもが生まれたとき(生まれた日)
- 生活保護を受けなくなったとき(受けなくなった日)

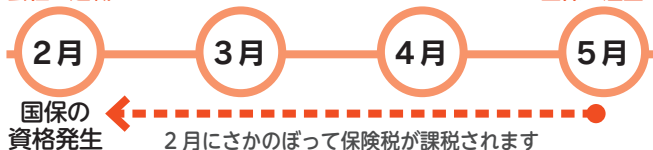
加入の届出が遅れると・・・

- 保険証がない期間の医療費は、一旦全額自己負担していただくことになります。
- 保険税は届出をした日からではなく、加入した月までさかのぼって払うことになります。

例えば、2月に会社を辞めて社会保険の資格が切れたが、国保加入の届出を5月に行った場合

会社を退職

国保に届出



国保をやめるとき

- 職場の健康保険などへ加入したとき(加入した日の翌日)
- ほかの市区町村へ転出したとき(転出日の翌日)
- 国外へ出国したとき(出国日の翌日)
- 後期高齢者医療制度に加入したとき(加入した日の翌日)
- 死亡したとき(死亡した日の翌日)
- 生活保護を受け始めたとき(受け始めた日)

やめる届出が遅れると・・・

- ほかの健康保険加入後は、川西市国保の保険証は使用しないでください。使用されると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。
- ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重に納めてしまうことがあります。

ほかに手続きが必要なとき

国民健康保険に加入するときややめるとき以外にも、手続きが必要な場合があります。詳しくはP48をご覧ください。

保険証(被保険者証)

保険証は国保に加入しているという証明書で、医療機関(薬局)にかかるときの(※1)に窓口で提示すれば、医療費の一部を負担するだけで医療が受けられます。大切に取り扱い、紛失しないようにしてください。

令和3年10月より、医療機関(薬局)の窓口でマイナンバーカードによるオンライン資格確認が実施されています(※2)。

※1 保険証は、国内の医療機関(薬局)であれば使用できます。

※2 マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、システム整備がされている医療機関(薬局)のみです。利用できる医療機関等は厚生労働省のホームページで確認できます。

このようなことにご注意ください

- 1 保険証の交付を受けたときは、記載されている内容を確認し大切に保管してください。
- 2 職場の健康保険に加入するなど被保険者の資格がなくなったときは、保険証は使用せず、直ちに川西市役所に返してください。また、転出の届出をする際にも同様に、保険証を添えて届け出てください。
- 3 記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて届け出てください。
- 4 保険医療機関等で診療を受けようとするときは、その窓口でオンライン資格確認を受けるか、保険証を提示してください。なお、高齢受給者(※3)は令和6年7月31日まで高齢受給者証も添えて提示してください。
- 5 有効期限を経過した保険証は使用することができないため、速やかに処分してください。
- 6 特別な事情がないのに保険税を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。
- 7 不正に使用したものは、刑法により懲役の処分を受けることがあります。
- 8 裏面の臓器提供意思表示欄について、臓器提供の意思がある人は署名してください。
- 9 保険証・高齢受給者証の氏名表記について、性同一性障害で通称名の記載を希望する人は、国民健康保険課まで連絡をお願いします。

※3 高齢受給者(70歳以上)

70歳になると、誕生月の翌月(1日生まれの人はその月)から高齢受給者となり医療機関(薬局)で支払う負担割合が前年所得に基づいて決定されるようになります(毎年8月負担区分見直し)。

- 70歳の誕生日が1日以外の人は翌月から
例 誕生日が5月5日の場合→6月から対象
- 70歳の誕生日が1日の人は当月から
例 誕生日が7月1日の場合→7月から対象

6	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

負担割合は、令和6年7月31日までは高齢受給者証、令和6年8月1日からは、保険証の券面で確認できます。

令和6年7月31日までは、保険証と一緒に高齢受給者証を医療機関(薬局)に提示してください。詳しくはP8をご覧ください。